自然災害発生時における業務継続計画

法人名	DYL株式会社	種別	障害児通所施設
代表者	中園 佑太	管理者	森江 奈美子
所在地	〒900-0023 沖縄県 那覇市楚辺2丁目 12-17 1F	電話番号	098-995-6710

目次

総論	1
1.基本方針	
2.推進体制	
3.リスクの把握	1
①ハザードマップなどの確認	1
②被災想定	
4.優先業務の選定	△
①優先する事業	△
②優先する業務	5
5.研修・訓練の実施、B C P の検証・見直し	
①研修・訓練の実施	5

②BCPの検証・見直し	5
1.建物・設備の安全対策	6
①人が常駐する場所の耐震措置	6
②設備の耐震措置	6
③水害対策	6
2.電気が止まった場合の対策	6
3.ガスが止まった場合の対策	6
4.水道が止まった場合の対策	7
①飲料水	7
②生活用水	7
5.通信が麻痺した場合の対策	7
6.システムが停止した場合の対策	7
(7)衛生面(トイレ等)の対策	7
①トイレ対策	7
②汚物対策	8
8.必要品の備蓄	8
9.資金手当て	9
緊急時の対応	9
1.BCP発動基準	9
2.行動基準	9
(3)対応体制	10
(4) 対応拠点	11
(5) 安否確認	
①利用者の安否確認	12
②職員の安否確認	12
6.職員の参集基準	
(7)施設内外での避難場所・避難方法	
(8)重要業務の継続	
(9) 職員の管理(ケア)	
①休憩・宿泊場所	
②勤務シフト	
(10) 復旧対応	
①破損個所の確認	
②業者連絡先一覧の整備	
③情報発信(関係機関、地域、マスコミ等への説明・公表・取材対応)	
4. 他施設との連携	
1.連携体制の構築	
①連携先との協議	16

	②連携協定書の締結	16
	③ 地域のネットワーク等の構築・参画	16
	2.連携対応	17
	①事前準備	17
	利用者情報の整理	17
	②共同訓練	17
	5. 地域との連携	17
	1. 被災時の職員の派遣	17
	(2)福祉避難所の運営	17
	①福祉避難所の指定	17
	②福祉避難所開設の事前準備	17
(6. 通所サービス固有事項	18

1.総論

1.基本方針

施設・事業所としての災害対策に関する基本方針を記載する。

本計画は、大地震等の自然災害や感染症のまん延などをはじめとした突発的な経営環境 の変化 など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断せざるを得 なくなった場合であっても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示すものである。

2.推進体制

平常時の災害対策の推進体制を記載する。

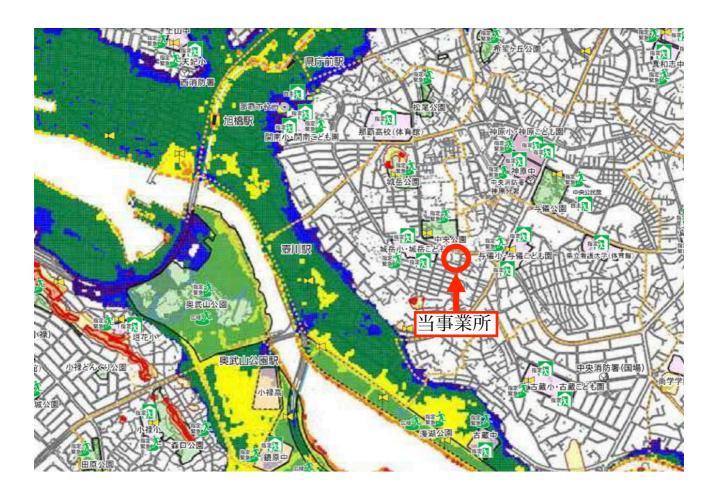
主な役割	部署・役職	氏名	補足
統括責任	管理者	森江奈美子	
全体指示	管理者	森江奈美子	
連絡・避難・手当	児童指導員	高山楓	
		渡慶次唯	
		嶺井桂	
安全確保	児童指導員	高山楓	
		渡慶次唯	
		嶺井桂	
BCPの策定及び見直し	BCP策定	森江奈美子	
職員への研修・訓練の計画	児童指導員	嶺井桂	

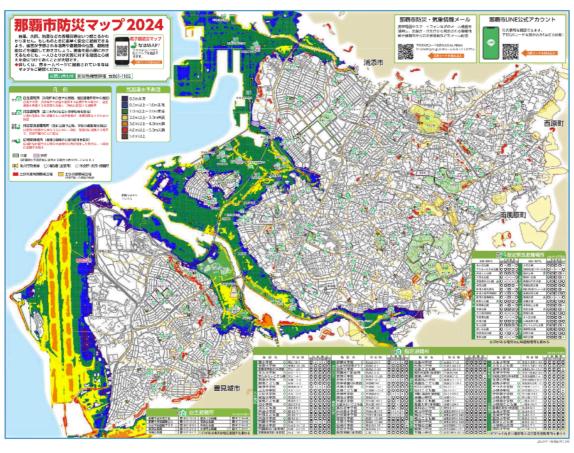
3.リスクの把握

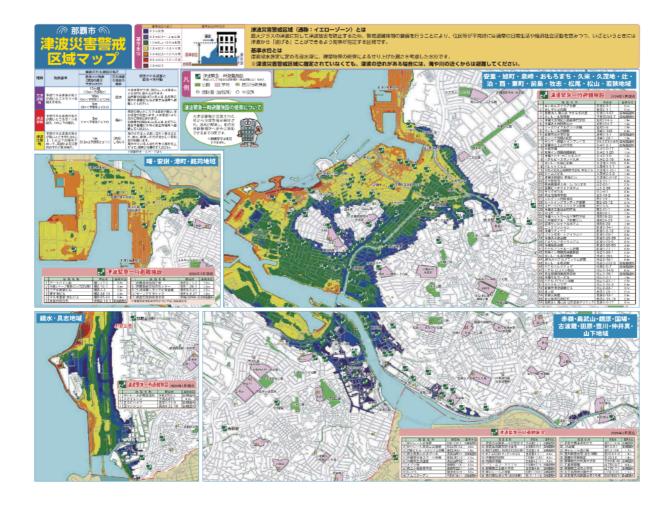
①ハザードマップなどの確認

施設・事業所が所在するハザードマップ等を掲載する (多い場合は別紙として巻末に添付する)。

<u>https://www.city.naha.okinawa.jp/safety/map.files/2024_bousaimap.pdf</u>那覇市防災マップ







②被災想定

大きな被害が予想される災害について、自治体が公表する被災想定を整理して記載する。

【自治体公表の被災想定】

- 1.地震災害(津波災害、液状化を含む) ○建物、ライフライン、交通施設等の被害による災害
- 2.風水害○台風に伴う大雤による河川・水路の氾濫、浸水及び破堤等による災害○台風に伴う強風による家屋の倒壊等による災害○豪雤に伴う河川・水路の氾濫、浸水及び破堤等による災害○低地部等の排水不良による浸水等による災害
- ○台風による高潮災害
- 3.土砂災害○台風に伴う大雤や地震によるがけ崩れ・土石流・地すべりによる災害

【自施設で想定される影響】

自治体発表の被災想定から自施設の設備等を勘案のうえ記載する。また、時系列で整理すること を推奨する。

	当日	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
電力	使用不可	(復旧待ち)	復旧	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow
飲料水	備蓄飲料	斗水と購入	や配給分	うを使用			復旧	\rightarrow	\rightarrow
生活用水	ζ.	配給と復	旧を待つ((トイレはも	ごニール袋	を利用)	復旧	\rightarrow	\rightarrow
携帯電話	f	使用不可	了(復旧符	寺ち)	復旧	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow
メール		使用不可	了(復旧符	寺ち)	復旧	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow

4.優先業務の選定

①優先する事業

複数の事業を運営する施設・事業所では、どの事業(通所、保育所等訪問支援)を優先するか(どの事業を縮小・休止するか)を法人本部とも連携して決めておく。

<優先する事業>

- (1) 放課後等デイサービス
- (2)
- (3)

<当座休止する事業>

・なし

②優先する業務

上記優先する事業のうち、優先する業務を選定する。

優先業務 必要な職員数 (常勤換算:児発菅含む)

放課後等デイサービス

(直接支援)

4人

(送迎)

3人

5.研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し

①研修・訓練の実施

訓練実施の方針、頻度、概要等について記載する。

年2回実施が求められている消火訓練及び避難訓練に合わせて、年1回は研修を実施し、 年1回は訓練を実施する

*訓練が一過性で終わらず、継続して実施することを担保する。

②BCPの検証・見直し

評価プロセスや定期的に取組の評価と改善を行うことを記載する。

災害対策委員会は、職員から業務継続計画(BCP)について改善すべき事項について意見を聞くこととし、その内容を災害対策員会の議論に反映する。また、協議の際に発言された内容について研究及び検証を行い、必要があればBCPの見直しを行うことで、利用児童の安全を確保していく。

*継続してPDCAサイクルが機能するよう記載する。

平常時の対応

1.建物・設備の安全対策

①人が常駐する場所の耐震措置

場所	対応策	備考
建物	建築基準法上の基準を見たしている	
冷蔵庫	耐震用支持棒等により固定	
棚類	耐震用支持棒等により固定	
キャビネット	ボルトにより固定	

②設備の耐震措置

対象	対応策	備考
ロッカー等の設備	支持棒等の器具にて転倒防止の対策を行う	
消火器等の設備	設備点検と設置場所の確認を行う	
避難経路の確保	二箇所以上の出口を確保し動線確認を行う	

[※]設備等に関しては、定期的な日常点検を実施する。

③水害対策

対象	対応策	備考
施設周辺	浸水の状況、危険性を定期的に確認する	
建物周辺	外壁等のひび割れや欠損等がないか定期的に確認する	
暴風について	危険性のある個所がないか定期的に確認する	
水道(蛇口)	通水状況、水漏れがないか定期的に確認する	

2.電気が止まった場合の対策

被災時に稼動させるべき設備と自家発電機もしくは代替策を記載する。

稼働させるべき設備	自家発電機もしくは代替策
照明器具	携帯ライト、懐中電灯、などで対応する
電子機器	乾電池で対応できるものはする
冷蔵庫	クーラーボックスに保冷剤等を入れて対応する。
エアコン	新聞紙、段ボール、タオル、毛布などで対応する。

3.ガスが止まった場合の対策

被災時に稼動させるべき設備と代替策を記載する。

稼働させるべき設備	代替策
なし	ガス設備なし

4.水道が止まった場合の対策

被災時に必要となる飲料水および生活用水の確保を記載する。

①飲料水

- ・飲料水タンクにて20ℓ3本を常時確保しておく(3日分×4人分)
- *備蓄の場合は、備蓄の基準(2½ペットボトル●本(●日分ו人分)などを記載)

②生活用水

被災直後の給水可能な状態時に 3ℓ 容器 1 つと 9.5ℓ 容器 1 つ、他にゴミ袋などを重ねて支給される量は確保する予定。生活用水としては、手洗いとトイレ洗浄及び雑巾洗い等の使用を予定しているが、すべてシート等での代用が可能。また、雨水なども簡易プールなどで水を溜めるようにする。

* 貯水槽を活用する場合は容量を記載。ポリタンクを準備する場合は容量と本数を記載。

5.通信が麻痺した場合の対策

被災時に施設内で実際に使用できる方法(携帯メール)などについて、使用可能台数、バッテリー容量や使用方法等を記載する。

→ 携帯電話/携帯メール/PHS/PCメール/SNS等

固定電話 1台

事業所の携帯 3台 (1台メール、ライン可、2台電話のみ)

職員個人の携帯(全員ライン可)

6.システムが停止した場合の対策

電力供給停止などによりサーバー等がダウンした場合の対策を記載する(手書きによる事務処理 方法など)。

浸水リスクが想定される場合はサーバーの設置場所を検討する。

データ類の喪失に備えて、バックアップ等の方策を記載する。

ノートPCの充電とプリンターの電源を確保できれば業務上問題はない。ただ、ネットで情報を 共有しているため、インターネットが繋がらないと支障がでることも予想される。基本、利用者 (保護者)とはLINEやHUGシステムでのやりとりが中心となるため、携帯かノートPCの電源の 確保が最優先となる。連絡ノートは必要であればその都度活用する。

(7) 衛生面(トイレ等)の対策

被災時は、汚水・下水が流せなくなる可能性があるため、衛生面に配慮し、トイレ・汚物対策を 記載する。

①トイレ対策

【利用者】

断水している場合には、便器にゴミ袋をかぶせて対応する。便器接触面に1枚、汚物を処理する ために1枚という形で、汚物用をその都度取り換える形で対応する。また、簡易トイレ、オムツ なども活用していく。

【職員】

利用児童の使用方法と同様に対応する

②汚物対策

排泄物や使用済みのオムツなどの汚物の処理方法を記載する。

衛生面を考慮して建物外部に保管する。保管する際は、なるべく密閉した保管場所を用意し、衛 生面に留意する。また、動物等の被害を想定した対応に心がける。

8.必要品の備蓄

被災時に必要な備品はリストに整理し、計画的に備蓄する(多ければ別紙とし添付する)。定期的にリストの見直しを実施する。備蓄品によっては、消費期限があるため、メンテナンス担当者を 決め、定期的に買い替えるなどのメンテナンスを実施する。

【飲料・食品】

品名	数量	消費期限	保管場所	メンテナンス担当
米			防災具管理棚	嶺井
チョコ類			冷蔵庫等	嶺井
能類 (飴・ハイチュ ウ)			防災具管理棚	嶺井
米菓 (せんべい類)			防災具管理棚	嶺井
水 (20ℓ)	3			嶺井

【医薬品・衛生用品・日用品】

品名	数量	消費期限	保管場所	メンテナンス担当
絆創膏(大3・中5・小20)	各1セット		防災具管理棚	高山
冷却シート	1箱+6枚		防災具管理棚	高山
ウエットティッシュ	2		防災具管理棚	高山
トイレットペーパー	10以上		防災具管理棚	高山
ティッシュ	10箱以上		防災具管理棚	高山
包带	3		防災具管理棚	高山
消毒液	1		防災具管理棚	高山
マスク	50		防災具管理棚	高山
ビニール手袋	10セット		防災具管理棚	高山

ハサミ	3	防災具管理棚	高山
ビニール袋(Uパック)	1セット	防災具管理棚	高山
ガムテープ	3	防災具管理棚	高山
電池 (単三)	10	防災具管理棚	高山

【備品】

品名	数量	保管場所	メンテナンス担当
自動車	3台	車庫	森江
携帯電話	3台		森江

9.資金手当て

災害に備えた資金手当て(火災保険など)を記載する。 緊急時に備えた手元資金等(現金)を記載する。

- ・手元金(常時、金庫で 1000 円×20 枚=2 万円)
- ・当事業所の設備・備品等補填保険では地震災害時の補償は対象外となっていることに留意
- *地震保険の保険契約については地域によって制限がある

緊急時の対応

1. B C P 発動基準

地震の場合、水害の場合等に分けてBCPを発動する基準を記載する。

【地震による発動基準】

- ・震度5以上の地震が発生し、ライフラインの停止等の社会的混乱や被災状況を総合的に勘案し、管理者が必要と判断した場合、管理者の指示によりBCPを発動する。
- ・近隣の交通網が破壊された場合(道路のひび割れ等)に発動すると考えられる

【水害による発動基準】

- ・大雨警報(土砂災害)、洪水警報が発表されたとき。
- ・水害が発生すると予見できる場合には、事前に利用者に連絡し事業所を閉所するため発動しない。

【情報源】

・緊急地震速報・インターネット・ラジオ・那覇市担当・地域の放送

また、管理者が不在の場合の代替者も決めておく。

管理者	代替者①	代替者②
森江奈美子	嶺井桂	渡慶次唯

2.行動基準

発災時の個人の行動基準を記載する。

発生時の行動指針は、下記の通りとする。

- 1 自身及び利用者の安全確保
- 2二次災害への対策(火災や建物の倒壊など)
- 3地域との連携
- 4 情報発信

平常時 日常点検 訓練/見直し

情報交換 情報共有

直後命を守る行動

(安全確保、避難)

当日 二次災害対策

(避難場所の確保等)

 \downarrow

体制確保後 事業再開 体制回復後 通常営業・業務

 \downarrow

完全復旧後評価・反省・見直し

○連携

事業所間連携、行政、関係機関連携

○情報発信

利用者家族安否情報、事業所情報

○支援体制確保

(3) 対応体制

対応体制や各班の役割を図示する。代替者を含めたメンバーを検討し、記載する。

災害時における対応体制は以下の通りとする

(1) 指揮統括・情報担当:森江奈美子

- ・地震災害応急対策の実施全般について一切の指揮を行う。
- ・行政や外部機関と連絡を取り、正確な情報の入手に努めるとともに適切な指示を仰ぎ、 各事業所の管理者に報告する
- ・各事業所の管理者は利用者家族へ利用者の状況等を連絡する(可能であれば、LINEやSMSで連絡をする)

(2)消火・応急物資担当:嶺井桂

- ・地震発生直後は直ちに火元の点検及び確認を行い、発火の防止に万全を期すとともに発火の際 は消化に努め延焼を防ぐ
- ・食料や飲料水などの確保に努めるとともに、炊き出しや飲料水の配布を行う

(3) 安全指導・地域担当:高山楓

・利用者の安全確認、施設設備の損傷を確認し管理者へ報告する。管理者の指示があれば利用者 の避難誘導を行う

(4) 救護・情報担当:渡慶次唯

- ・負傷者の救出、応急手当及び病院等への搬送を行う
- ・各事業所の管理者は利用者家族へ利用者の状況等を連絡する(可能であれば、LINEやSMSで連絡をする)

(4) 対応拠点

緊急時対応体制の拠点となる候補場所を記載する(安全かつ機能性の高い場所に設置する)。

第1候補場所	第2候補場所	第3候補場所
教室	相談室	

(5) 安否確認

①利用者の安否確認

【安否確認ルール】

基本的にデイ利用時は、室内 (ワンフロア) で安否が確認できるため心配はないが、戸外活動や送 迎時の被災については、現地到着時に対応方法の打ち合わせを行うこととする

※戸外活動、送迎時に関しては社用携帯または個人携帯で連絡を取り合い、学校、家庭とも 情報を共有する

【医療機関への搬送方法】

被災時は救急車の出動については困難が予想されるため、各店舗の送迎車にて搬送するが事前に受け入れ先の状態を確認して、対処することが望ましい

②職員の安否確認

【施設内】

基本的にデイ利用時は、室内(ワンフロア)で安否が確認できるため心配はないが、戸外活動や送 迎時の被災については、現地到着時に対応方法の打ち合わせを行うこととする ※戸外活動、送迎時に関しては社用携帯または個人携帯で連絡を行う

【自宅等】

社用の連絡LINEで確認を行う。連絡のつかない職員については、直接電話をして確認する。パート職員については、各店舗の管理者が安否の確認を行うこととする。

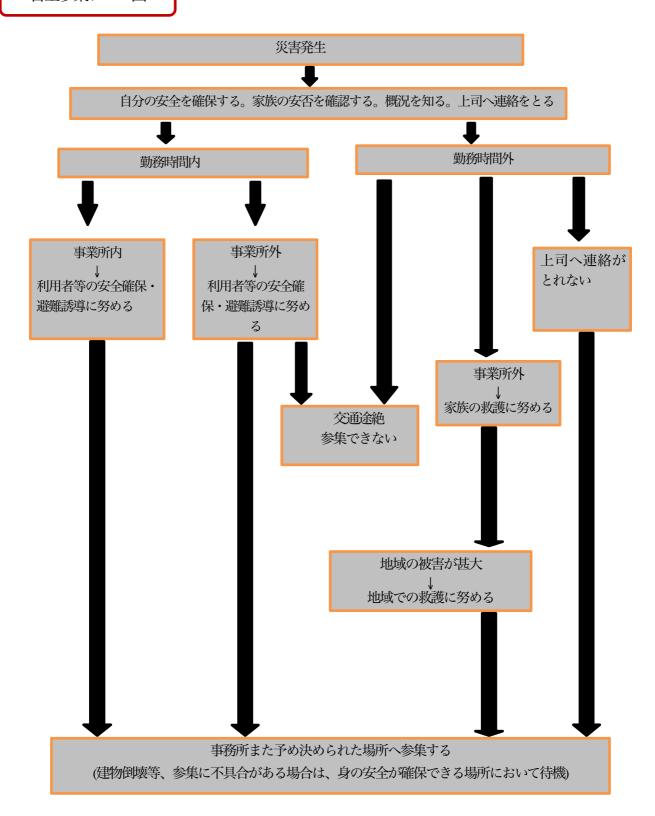
6.職員の参集基準

自宅等が被災していない、通勤ルートが遮断していない場合は、参集となる

【参集基準の対象外】

自宅が被災又は道路が寸断する等の理由により、出勤する事で職員に危険が及ぶ場合には参集は行わないこととする

自主参集フロー図



(7)施設内外での避難場所・避難方法 【施設内】

	第1避難場所	第2避難場所
避難場所	机の下に避難	窓がない壁際に避難
避難方法	近くの机の下に潜り、落下物から身の安 全を確保する	横一列になり、揺れや窓の破損に対し 対応する

【施設外】

	第1避難場所	第2避難場所
避難場所	城岳小学校運動場	中央公園
避難方法	建物倒壊の被害を受けない場所へ周囲の 状況を確認し安全を確保しながら歩いて 移動する※防災バック、携帯、緊急連絡 先名簿も持って行く	第1避難場所の城岳小学校が利用できない場合は向かいにある中央公園に避難。そこも無理であれば、指定避難所の那覇市役所へ建物倒壊の被害を受けないように周囲の状況を確認し安全を確保しながら歩いて移動する※防災バック、携帯、緊急連絡先名簿も持って行く

(8) 重要業務の継続

優先業務の継続方法を記載する(被災想定(ライフラインの有無など)と職員の出勤と合わせて時系列で記載すると整理しやすい)。

経過目安	発生後6時間	発生後1日目	発生後3日目	発生後7日目
	定数率	定数率	定数率	定数率
職員数	75%	75%	100%	100%
	3名	3名	4名	4名
在庫量	1 0 0 %	8 0 %	6 0 %	5 0 %
ライフライン	停電、断水	停電、断水	停電、断水	断水
重要業務の	利用児童・職員の	一時閉所、安全確	一部減少・休止	ほぼ通常
基準	安全確認、安全な	保及び、利用者全	通常に近づける	生活用水の確保
	引き渡し	員の引き渡し	生活用水の確保	

(9) 職員の管理(ケア)

①休憩・宿泊場所

休憩場所	宿泊場所
相談室	教室内(8名分)
事務室	相談室(3名分)

②勤務シフト

【災害時の勤務シフト原則】

震災発生後に職員が長時間帰宅できず、長時間勤務となる可能性はないが、参集した職員の人数によっては負担になることが予想される。なるべく職員の体調及び、負担の軽減に配慮して勤務体制を組むよう災害時の勤務シフトは柔軟かつ臨機応変に取り扱うこととする

(10) 復旧対応

①破損個所の確認

<建物・設備の被害点検シート>

対象 状況(いずれかに○) 対応事項/特記事項

建物・設備 躯体被害 重大/軽微/問題なし

電気 通電 / 不通

水道 利用可能/利用不可

電話 通話可能/通話不可

インターネット 利用可能/利用不可

トイレ 利用可能/利用不可

車両 利用可能/利用不可

建物・設備

(フロア単位)

ガラス 破損・飛散/破損なし

棚 転倒あり/転倒なし

天井 落下あり/被害なし

床面 破損あり/被害なし

壁面 破損あり/被害なし

照明 破損・落下あり/被害なし

②業者連絡先一覧の整備

円滑に復旧作業を依頼できるよう各種業者連絡先一覧を準備しておく。

業者名	連絡先	業務内容
那覇市上下水道局	098-941-7834	水道
沖縄電力	0120-586-601	電気
docomo国場店	050-3666-8156	携帯電話
伊礼住宅	098-886-8888	不動産

③情報発信(関係機関、地域、マスコミ等への説明・公表・取材対応)

災害による被害の状況や復旧の進行度合いなどは、LINEやメール、インスタなどを利用して情報を発信する。公表のタイミングや範囲、内容、方法などについては代表取締役と各管理者で慎重に精査をしてから指示をすることとする

4. 他施設との連携

1.連携体制の構築

①連携先との協議

他の放課後等デイサービスとの連携は今のところ考えてはいない。 系列の事業所とは連絡を取りあり、お互いの事業所の現状確認を行う

②連携協定書の締結

地域との連携に関する協議が整えば、その証として連携協定書を締結し、写しを添付する。

現在のところ、予定はない

③ 地域のネットワーク等の構築・参画

施設・事業所の倒壊や多数の職員の被災等、単独での事業継続が困難な事態を想定して、施設・ 事業所を取り巻く関係各位と協力関係を日ごろから構築しておく。地域で相互に支援しあうネット ワークが構築されている場合はそれらに加入することを検討する。

【連携関係のある施設・法人】

施設・法人名	連絡先	連携内容
ドーユーラボひやごん	098-989-4159	療育・利用者及び職員間のヘルプ
ドーユーラボてだこ	098-943-9761	療育・利用者及び職員間のヘルプ

【連携関係のある医療機関(協力医療機関等)】

医療機関名	連絡先	連携内容
沖縄リハビリテーションセンタ ー病院	098-982-1777(代)	総合病院

【連携関係のある社協・行政・自治会等】

名称	連絡先	連携内容
那覇市障害福祉課	098-862-3275	サービス全般の確認
那覇市保健所	098-853-7964	感染症が起きた時の対応
那覇市社会福祉協議会	098-857-7766	利用できるサービスの提供
糸満市市役所福祉課	098-840-8111	サービス全般の確認

2.連携対応

①事前準備

法人内で情報を共有し、運営体制の強化を図っていく。

利用者情報の整理

法人内で情報を共有し、運営体制の強化を図っていく。

②共同訓練

法人内で情報を共有し、運営体制の強化を図っていく。

5. 地域との連携

1. 被災時の職員の派遣

災害時に公的な対策本部の要請があれば、対応していく

(2) 福祉避難所の運営

①福祉避難所の指定

福祉避難所として必要な設備を備えてはいないが、利用児童家族等からの要請で利用の申し出があれば、その都度対応していく

②福祉避難所開設の事前準備

福祉避難所として運営できるように事前に必要な物資の確保や施設整備などを進める。 また、受入にあたっては支援人材の確保が重要であり、自施設の職員だけでなく、専門人材の 支援が受けられるよう社会福祉協議会などの関係団体や支援団体等と支援体制について協議し、 ボランティアの受入方針等について検討しておく。

物資等については、積極的な開設ではないので事業所で用意するのではなく、利用希望者のご家庭 ごとの対応を求める。一般避難所の利用が困難と予想される利用児童の保護者には、平時に説明を して自助努力にて対応をしていただく。また、開設時の運営は当社役員が対応にあたることとする

6. 通所サービス固有事項

【平時からの対応】

- (1) サービス提供中に被災した場合に備えて、利用者の携帯番号、メール、LINEなどの緊急連絡外を把握すること
- (2) 学校等と連携し、利用者への安否確認の方法等を確認しておくこと
- (3) 常時から地域の避難方法や避難所に関する情報に留意し、地域の関係機関(行政、自治会、 利用者が他に利用している放課後等デイサービス事業所等)と良好な関係を築くこと

【災害が予想される場合の対応】

- (1) 台風や地震、津波など甚大な被害が予想される場合等においては、サービスの休止や縮小を 余儀なくされる事を想定し、予め基準を定めておくとともに、学校等にも情報共有の上、 利用者やその家族にも説明する
- (2) 必要に応じてサービスの前倒し等も検討する

【災害発生時の対応】

- (1) サービスの提供を長期間休止する場合は、市の福祉課へ確認のうえ必要に応じてグループ内の 他事業所を利用したサービスへの代替も検討する
- (2) 利用中に被災した場合は、利用者の安否確認後予め把握している緊急連絡先を活用し、利用者 家族等への安否状況の連絡を行う
- (3) 利用者の安全確保や家族等への連絡状況を踏まえ、順次利用者の帰宅を支援する
- (4) 可能であれば利用者家族等が迎えに来ていただくなど協力を得て行う
- (5) 帰宅が困難な利用者は、那覇市と協議の上、対応を検討する